

令和2年10月9日開催

第 23 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第23回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日(金) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町コミュニティーセンター

3. 出席委員 8 人 (欠席委員2名)

1	番	酒	井	薫	出	
2	番	山	野	幸	出	
3	番	中	村	ト	出	
4	番	西	村	和	出	
5	番	岡	田	夫	欠	
6	番	安	田	悦	郎	出
7	番	土	居	正	広	出
8	番	前	谷	武	志	欠
9	番	野	表	篤	夫	出
10	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔	
主幹	神	谷	貴	史
再任用職員	石	丸	修	司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第6号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年10月9日招集、第23回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は5番岡田委員、7番前谷委員が欠席です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております</p>
職務代理	挨拶
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、7番土居委員、9番野表委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第2の議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。議案第1号1番の議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、両者合意により解約するものです。この後ご審議いただく議案第4号順位1番に関係するものです。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>なければ、議案第1号1番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番は事務局の説明どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号1番の議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第2号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、肉牛の肥育頭数の増頭のため堆肥場を新設するものです。</p> <p>なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮</p>

	問) かけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に事務局より議案第2号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに説明】 順位2番は、現在古川町に所在しておりますが、この度震災対策を含め、施設の整備と拡充を図るため、申請地に拠点を移すものです。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、農業用施設の整備された申請地に事務所兼住宅を建設することは、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問) かけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、申請者が賃貸借の農地にリース物件として、牛舎を建築し貸付る目的で申請が出されております。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問) かけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に順位2番についてを、議題といたします。事務局より議案の議案の説明をお願いいたします
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案の説明をお願いいたします。 【議案第3号2番を議案書をもとに説明】

順位2番ですが、順位1番と同様に、申請者が賃貸借の農地にリース物件として、牛舎を建築し貸付る目的で申請が出されております。
なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われれます。
昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番について、これを許可相当することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。

議長 次に順位3番についてを、議題といたします。事務局より議案の議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧下さい。議案の説明をお願いいたします。

【議案第3号3番を議案書をもとに説明】

順位3番ですが、議案第2号順位2番で審議いただいた事務所兼住宅の建設と併せて、後継者の住宅を建設するものです。
なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われれます。
昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、申請牧場の拠点となることから、後継者住宅の建設はやむを得ない転用とのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

4番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。

議長 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については3件です。議案書をもとに説明します。

【議案第4号1番を議案書をもとに説明】

事務局 順位1番ですが、経営の安定を図るため農地を借り受けたいものです。
なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。 【議案第4号2番を議案書をもとに説明】 順位2番ですが、経営の安定を図るため農地を借り受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位3番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。 【議案第4号3番を議案書をもとに説明】 (別添営農計画書について、併せて説明) 順位3番ですが、新規就農のため農地を借り受けたいものです。申請者は現在農業実験センターで研修中です。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に議案第5号、農業振興地域における農用地域の変更等に係る意見について、議題とします。 事務局より議案第5号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地域の変更等に

係る意見については除外が2件、用途変更が4件の6件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第5号1番を議案書をもとに説明】

事務局 順位1番は、施設整備と機能拡充を図るため農業用施設の整備された土地に事務所兼住宅を建設するものです。

昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、除外について適当であるとのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長 次に議案第5号2番について、議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番は、先ほど審議いただきました農地法第5条の転用案件と関連しております。陣所兼住宅の建設に合わせて、後継者の住宅を建設するものです。

昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、除外について適当であるとのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番について、これを適当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長 次に議案第5号3番について、議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番は、先ほど審議いただきました農地法第5条の転用案件と関連しております。

肥育頭数の増頭のためリース事業で施設等を新設するものです。農振の農用地区域のため農業用施設用地として、用途変更について町長より意見を求められたものです。

昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、用途変更について適当とのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号3番について、これを適当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長 次に議案第5号4番について、議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番は、先ほど審議いただきました農地法第5条の転用案件と関連しております。肥育頭数の増頭のためリース事業で施設等を新設するものです。農振の農用地区域のため農業用施設用地として、用途変更について町長より意見を求められたものです。昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、用途変更について適当とのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号4番について、これを適当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長 次に議案第5号5番について、議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位5番は、先ほど審議いただきました農地法第4条の転用案件と関連しております。肉牛の肥育頭数の増頭のため堆肥場を新築するものです。農振の農用地区域のため農業用施設用地として、用途変更について町長より意見を求められたものです。昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、用途変更について適当とのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号5番について、これを適当とすることに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長 次に議案第5号6番について、議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位6番は、軽種馬の飼養頭数の増頭のため厩舎を新築するものです。厩舎は200㎡未満のため転用の申請がありません。農振の農用地区域のため、農業用施設用地として、用途変更について町長より意見を求められたものです。昨日、地区担当委員に現地調査を行っていただき、用途変更について適当とのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号6番について、これを適当とすることに異議ございませんか。

	<p>いませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	賛成多数ですので、議案第5号6番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第6号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第6号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第6号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、申請地は周囲が宅地化された農振区域外の農地であります。この度ここを地目変更し処分するために、証明願いが出されております。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲が宅地化された場所であり、今後営農作付けする見込みがないことから非農地である旨の意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。 【議案第6号2番を議案書をもとに説明】 順位2番ですが、申請地は周囲が宅地化されている農振区域外の農地であり、この度ここを地目変更し住宅を建てるべく証明願いが出されております。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲が宅地化されている場所であり、今後営農作付けする見込みがないことから非農地である旨の意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号2番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号3番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位3番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。 【議案第6号3番を議案書をもとに説明】 順位3番ですが、申請地は先ほど審議いただきました事務所兼住宅に通ずる通路に係るもの

で、建築規定により通路の確保が必要であり、今回証明願いが出されております。
昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、通路の確保は必要であり、非農地はやむを得ない旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第6号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位4番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第6号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番ですが、申請地は宅地と道路に囲まれた狭隘な農振区域外の農地であり、ここでの営農管理は宅地が近くぬかるみやすい湿地であり狭隘な農地のため、営農管理が難しく、この度ここを地目整理するため証明願いが出されました。

昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、周囲に住宅が建っており狭隘なため、今後営農作付けする見込みがないことから非農地はやむを得ない旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第6号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第23回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時32分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和2年10月9日(議事録調整日 令和2年12月22日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟

—

|

—

.

;

.

—

т.

—

—

—

—

—